

# 規制影響分析書

平成20年3月

規制の名称	「困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化」に関する規制 (児童福祉法等の一部を改正する法律案関連)																																						
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課																																						
関係部局・課室	-																																						
関連する政策体系	<table border="1"> <tr> <td>基本目標</td> <td>VI</td> <td colspan="3">男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>3</td> <td colspan="3">児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>3-1</td> <td colspan="3">児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること</td> </tr> <tr> <td>個別目標1</td> <td></td> <td colspan="3">児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">                     (主な事務事業)                      ・生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)                      ・要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置促進                      ・相談援助体制の強化                 </td> </tr> <tr> <td>個別目標2</td> <td></td> <td colspan="3">虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">                     (主な事務事業)                      ・施設の小規模化の推進                      ・心理療法担当職員の配置                      ・児童家庭支援センター運営事業                 </td> </tr> </table>				基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること			施策目標	3	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること			施策目標	3-1	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること			個別目標1		児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること					(主な事務事業) ・生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業) ・要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置促進 ・相談援助体制の強化			個別目標2		虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること					(主な事務事業) ・施設の小規模化の推進 ・心理療法担当職員の配置 ・児童家庭支援センター運営事業		
基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること																																					
施策目標	3	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること																																					
施策目標	3-1	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること																																					
個別目標1		児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること																																					
		(主な事務事業) ・生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業) ・要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置促進 ・相談援助体制の強化																																					
個別目標2		虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること																																					
		(主な事務事業) ・施設の小規模化の推進 ・心理療法担当職員の配置 ・児童家庭支援センター運営事業																																					

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

<p>児童虐待の増加等により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、家庭的環境における子どもの養育の推進等社会的養護体制の拡充が必要となっている。また、児童養護施設等における虐待が問題となる事例も発生しており、施設内等での虐待の予防対策を強化する必要がある。</p> <p>そこで、以下のような方策を講ずる。</p> <p>①養子縁組を前提としない里親(養育里親)を制度化し、一定の研修の修了等を要件とする。</p> <p>②一定の人数の虐待を受けた子ども等を住居において養育する事業(小規模住居型児童養育事業)を創設し、届出や都道府県の監督等を規定する。</p> <p>③児童養護施設内等における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設ける。</p>						
現状・問題分析に関連する指標						
		H10	H12	H14	H16	H18
1	児童虐待相談対応件数 (単位:件)	6,932	17,725	23,738	33,408	37,323
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>・指標1は、大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」による。</p> <p>【参考】厚生労働省ホームページ  <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv15/index.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv15/index.html</a> </p>						

## 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的
<p>① 養育里親の制度化 児童の健全な育成のため、適切な養育環境を整備する必要がある。このため、養育里親として不適格な者を排除し、その養護の質を担保するため、欠格要件や研修の修了等の要件を規定する。</p> <p>② 小規模住居型児童養育事業の創設 児童の健全な育成のため、適切な養育環境を整備する必要がある。このため、事業を開始する場合には、事業実施者に対して、事前に都道府県知事へ事業開始を届け出ることを義務付ける。事業開始後については、都道府県知事が、必要と認める事項の報告徴収、検査を行うことが可能な旨を規定する。さらに、都道府県知事は、児童の保護について必要な指示等を行うことができる旨を規定し、事業者が命令・処分に違反した場合やサービス利用者の処遇について不当な行為をした場合には、事業の制限・停止を命ずることが可能な旨を規定する。</p> <p>③ 施設内等での虐待を発見した者の通告義務の創設 外部の目が届きにくい児童養護施設内等での虐待を防止するため、虐待を発見した者に通告義務を課す。</p>
根拠条文
<p>① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3、第34条の9、第34条の10</p> <p>② 児童福祉法第30条の2、第34条の3～第34条の5</p> <p>③ 児童福祉法第33条の12</p>

## 3. 便益及び費用の分析

### (1) 期待される便益

<p>①について 【児童への便益】（便益分類：A） 欠格要件の創設及び研修等を要件とすることにより、養育里親による養育の質を担保することが可能となる。 【里親になることを希望する者への便益】（便益分類：A） 研修を修了することにより、専門的な里親としての価値が高まる。</p> <p>②について 【児童への便益】（便益分類：A） 都道府県知事が事業実施者を監督することにより、事業が不適切に行われている場合の是正が可能になり、適切な養育環境を整備することが可能となる。 【事業者への便益】（便益分類：A） 都道府県の監督によって、健全な事業の運営が担保される。</p> <p>③について 【児童への便益】（便益分類：A） 通告義務を課すことで、都道府県が施設内等での虐待を把握し、適切な措置を講ずることが可能となる。 【施設管理者への便益】（便益分類：A） 施設内等での虐待が減少することにより、施設の健全な運営が可能となる。</p>
---

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

### (2) 想定される費用

遵守費用（費用分類：C）
<p>①について 養育里親となることを希望する者は、研修を受けなければならないが、欠格要件については、不適格な者を排除するのみであり、遵守費用はかからない。</p> <p>②について 事業実施者は、事業開始の届出が必要になるが、都道府県による監督については、適切に事業を実施する限り、特に負担増とはならない。</p> <p>③について</p>

事業を行う者は、職員の虐待などの問題がなく、適切に事業を実施する限り、特に負担増とはならない。

行政費用 (費用分類：C)

①について

都道府県は、養育里親名簿の作成、養育里親名簿への登録及び抹消並びに研修を行わなければならない。

②について

都道府県において、新たに届出受理及び監督等の業務は増加するが、業務内容としては、従来より児童自立生活援助事業について行っているものと同様のものであり、若干の負担の増加にとどまると考えられる。

③について

特段の負担は発生しない。

その他の社会的費用 (費用分類：B)

その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

### (3) 便益と費用の関係の分析結果 (規制の新設・改廃の総合的な評価)

児童の健全な育成のため、社会的養護を必要とする子どもの適切な養育環境を整備する必要がある。また、①については、養育里親となることを希望する者が一定期間受講すれば足りるものであり、②については、既存の児童自立生活援助事業と同等の規制である。③については、施設内で虐待が発生しなければ、新たな負担は発生しない。このため、本規制の新設は必要なものであると判断する。

## 4. 代替案との比較考量

### (1) 想定される代替案

①について

養育里親となることを希望する者に対して、欠格要件を設けるが、研修受講を義務付けない。

②について

事業を開始する場合の届出は義務付けるが、都道府県知事による監督等は規定しない。

③について

ガイドラインにより、児童養護施設内等での虐待を発見した者に対して、通告するよう努めなければならない旨を規定する。

### (2) 代替案の便益及び費用の分析

#### ①期待される便益

①について

【児童への便益】(便益分類：A)

欠格要件を設けることにより、不適格な者を排除することができる。

【里親になることを希望する者への便益】(便益分類：B)

特段の便益はない。

②について

【児童への便益】(便益分類：B)

届出の義務付けだけでは、事業が不適切に実施されている場合の是正が効果的に実施されないことから、特段の便益はない。

【事業者への便益】(便益分類：B)

届出の義務付けだけでは、健全な事業運営とならず、特段の便益はない。

③について

【児童への便益】(便益分類：A)

都道府県が施設内等での虐待を把握することがより容易になる。

【施設管理者への便益】(便益分類：A)

施設内等での虐待の通告が促進されるが、自発的な通報では限界があると考えられ

る。  
施設内等での虐待が減少することにより、健全な施設の運営が一定程度可能となる。  
※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

## ②想定される費用

<b>遵守費用</b>
①について（便益分類：B） 特段の負担は発生しない。
②について（便益分類：C） 事業実施者は、事業開始の届出が必要になる。
③について（便益分類：B） 特段の負担は発生しない。
<b>行政費用</b>
①について（便益分類：C） 都道府県は、養育里親名簿の作成、養育里親名簿への登録及び抹消を行わなければならない。
②について（便益分類：C） 都道府県には、届出受理の業務が発生する。
③について（便益分類：B） 特段の負担は発生しない。
<b>その他の社会的費用</b> （費用分類：B） その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

## ③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規制との比較)

養育里親となることを希望する者、事業実施者及び都道府県に大きな負担増は発生しないが、適切な養育環境を維持することが困難となる。今回創設する事業は、社会的養護を必要とする子どもの増加に対応するために必要なものであり、その養育環境を適切に維持することも必須であるため、本規制の新設は不可欠である。

## 5. 有識者の見解その他関連事項

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）において、政府が社会的養護体制の充実に向けた検討と措置を講じることが規定されている。また、社会保障審議会児童部会においても、社会的養護専門委員会を設置して検討を行い、その報告書において、里親制度の拡充等社会的養護体制の整備が喫緊の課題とされている。

### 【参考】

- 児童虐待の防止等に関する法律  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12H0082.html>
- 社会保障審議会児童部会  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/hosho.html#jidou>

## 6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。